



宮 崎 県 公 報

平成31年3月22日（金曜日） 第 3082 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 41,700 円

目 次

規 則	頁
○宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則……………（人事課） 1	
○宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則……………（税務課） 5	
○宮崎県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一 部を改正する規則……………（医療業務課） 9	
○宮崎県漁港管理条例施行規則の一部を改正する 規則……………（漁村振興課） 10	
○宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する 規則……………（会計課） 11	

告 示

○宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示（危機管理課） 12

公 告

○大規模小売店舗の新設に関する届出……………（商工政策課） 14

○大規模小売店舗の変更に係る届出（2件）…（ “ ” ） 14

公安委員会規則

○宮崎県警察職員の定員の配分に関する規則の一
部を改正する規則……………15

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する
法律施行条例取扱規則の一部を改正する規則……………16

公安委員会公告

○警備員等の検定の実施について……………16

規 則

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第9号

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則

宮崎県行政組織規則（平成10年宮崎県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																		
<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 本庁</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 分掌事務</p> <p>第1款 総合政策部各課の分掌事務（第7条-第9条の9）</p> <p>第2款～第9款 [略]</p> <p>第3章～第7章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（局及び課の設置）</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる局及び同表の右欄に掲げる課を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>局</th> <th>課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合政策部</td> <td></td> <td>総合政策課 秘書広報課 統計調査課 総合交通課 中山間・地域政策課 産業政策課 生活・協働・男女参画課 みやざき文化振興課 人権同和对策課 情報政策課 国体準備課</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（課内室の設置）</p>	部	局	課	総合政策部		総合政策課 秘書広報課 統計調査課 総合交通課 中山間・地域政策課 産業政策課 生活・協働・男女参画課 みやざき文化振興課 人権同和对策課 情報政策課 国体準備課	[略]			<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 本庁</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 分掌事務</p> <p>第1款 総合政策部各課の分掌事務（第7条-第9条の10）</p> <p>第2款～第9款 [略]</p> <p>第3章～第7章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（局及び課の設置）</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる局及び同表の右欄に掲げる課を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>局</th> <th>課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合政策部</td> <td></td> <td>総合政策課 秘書広報課 統計調査課 総合交通課 中山間・地域政策課 産業政策課 生活・協働・男女参画課 みやざき文化振興課 国民文化祭・障害者芸術文化祭課 人権同和对策課 情報政策課 国民スポーツ大会準備課</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（課内室の設置）</p>	部	局	課	総合政策部		総合政策課 秘書広報課 統計調査課 総合交通課 中山間・地域政策課 産業政策課 生活・協働・男女参画課 みやざき文化振興課 国民文化祭・障害者芸術文化祭課 人権同和对策課 情報政策課 国民スポーツ大会準備課	[略]		
部	局	課																	
総合政策部		総合政策課 秘書広報課 統計調査課 総合交通課 中山間・地域政策課 産業政策課 生活・協働・男女参画課 みやざき文化振興課 人権同和对策課 情報政策課 国体準備課																	
[略]																			
部	局	課																	
総合政策部		総合政策課 秘書広報課 統計調査課 総合交通課 中山間・地域政策課 産業政策課 生活・協働・男女参画課 みやざき文化振興課 国民文化祭・障害者芸術文化祭課 人権同和对策課 情報政策課 国民スポーツ大会準備課																	
[略]																			

第5条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる課内室を置く。

課	課 内 室
[略]	
みやざき文化振興課	[略]
[略]	

(産業政策課)

第9条の4 産業政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 産業人材の育成及び産学官連携の推進に関すること。

(みやざき文化振興課)

第9条の6 みやざき文化振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(9) [略]
- (10) 記紀編さん記念事業に関すること。

2 記紀編さん記念事業推進室においては、前項第10号に掲げる事務を分掌する。

第9条の7・第9条の8 [略]

(国体準備課)

第9条の9 国体準備課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 平成38年度に開催予定の国民体育大会の開催準備に関すること。
- (人事課)

第11条 人事課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) [略]

(3)～(11) [略]

2 行政改革推進室においては、前項第3号、第5号から第9号まで及び第11号に掲げる事務を分掌する。

(国民健康保険課)

第26条 国民健康保険課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(3) [略]
- (4) 国民健康保険制度改革に関すること。
- (5) [略]
- (長寿介護課)

第27条 [略]

2 医療・介護連携推進室においては、前項第5号に掲げる事務及び第8号から第11号までに掲げる事務を分掌する。

(農業連携推進課)

第46条 農業連携推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) [略]
- (3) 植物防疫及び農業に関すること。
- (4) 土壌及び肥料に関すること。
- (5)～(11) [略]

第5条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる課内室を置く。

課	課 内 室
[略]	
国民文化祭・障害者芸術文化祭課	[略]
[略]	

(産業政策課)

第9条の4 産業政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 産業人材の育成及び確保並びに産学官連携の推進に関すること。
- (みやざき文化振興課)

第9条の6 みやざき文化振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(9) [略]

(国民文化祭・障害者芸術文化祭課)

第9条の7 国民文化祭・障害者芸術文化祭課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭に関すること。
- (2) 記紀編さん記念事業に関すること。

2 記紀編さん記念事業推進室においては、前項第2号に掲げる事務を分掌する。

第9条の8・第9条の9 [略]

(国民スポーツ大会準備課)

第9条の10 国民スポーツ大会準備課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 平成38年度に開催予定の国民スポーツ大会の開催準備に関すること。
- (人事課)

第11条 人事課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) [略]
- (3) 人事給与システムの運用及び管理に関すること。
- (4)～(12) [略]

2 行政改革推進室においては、前項第3号、第4号、第6号から第10号まで及び第12号に掲げる事務を分掌する。

(国民健康保険課)

第26条 国民健康保険課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(3) [略]
- (4) [略]
- (長寿介護課)

第27条 [略]

2 医療・介護連携推進室においては、前項第5号に掲げる事務及び第7号から第11号までに掲げる事務を分掌する。

(農業連携推進課)

第46条 農業連携推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) [略]
- (3) 土壌及び土壌肥料対策協議会に関すること。
- (4)～(10) [略]

<p>(12) <u>総合農業試験場及び病虫害防除・肥料検査センター</u>に関する こと。</p> <p>2 みやざきブランド推進室においては、<u>前項第6号から第9号ま で</u>に掲げる事務を分掌する。 (農業経営支援課)</p> <p>第47条 農業経営支援課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(8) [略]</p> <p>(9)～(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>2 農業担い手対策室においては、前項第2号から第5号まで、<u>第 13号及び第14号</u>に掲げる事務を分掌する。 (内部組織)</p> <p>第90条 宮崎県税・総務事務所に次の課を置く。 [略] <u>自動車取得税課</u> 2～4 [略] (分掌事務)</p> <p>第91条 前条に規定する宮崎県税・総務事務所の各課の分掌事務は 、次のとおりとする。 [略] <u>自動車取得税課</u> (1)～(9) [略] 2～4 [略] (内部組織)</p> <p>第 164条の4 林業技術センターに次の課及び部を置く。 <u>管理研修課</u> [略] (分掌事務)</p> <p>第 164条の5 前条に規定する課及び部の分掌事務は、次のとおり とする。 <u>管理研修課</u> (1)～(11) [略] [略] (分掌事務)</p> <p>第 185条 <u>前条第1項</u>に規定する課及び部の分掌事務は、次のとお りとする。 [略] (分掌事務)</p> <p>第 240条 前条第1項から第5項までに規定する各課の分掌事務は 、次のとおりとする。 [略] 道路課 (1)～(3) [略] (4) 都市計画法に基づく開発許可に係る土木技術に関するこ と(技術調整課の主管に属するものを除く。) (5) [略] [略] (名称等)</p> <p>第 262条 法第 138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機 関の名称、担任事務及び主管部課は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="183 2072 790 2103"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>担 任 事 務</th> <th>主 管 部 課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	担 任 事 務	主 管 部 課				<p>(11) <u>総合農業試験場</u>に関すること。</p> <p>2 みやざきブランド推進室においては、<u>前項第5号から第8号ま で</u>に掲げる事務を分掌する。 (農業経営支援課)</p> <p>第47条 農業経営支援課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>植物防疫、農薬及び肥料</u>に関すること。 (10)～(14) [略]</p> <p>(15) <u>病虫害防除・肥料検査センター</u>に関すること。 (16) [略]</p> <p>2 農業担い手対策室においては、前項第2号から第5号まで、<u>第 14号及び第16号</u>に掲げる事務を分掌する。 (内部組織)</p> <p>第90条 宮崎県税・総務事務所に次の課を置く。 [略] <u>課税第三課</u> 2～4 [略] (分掌事務)</p> <p>第91条 前条に規定する宮崎県税・総務事務所の各課の分掌事務は 、次のとおりとする。 [略] <u>課税第三課</u> (1)～(9) [略] 2～4 [略] (内部組織)</p> <p>第 164条の4 林業技術センターに次の課及び部を置く。 <u>管理・林業大学校研修課</u> [略] (分掌事務)</p> <p>第 164条の5 前条に規定する課及び部の分掌事務は、次のとおり とする。 <u>管理・林業大学校研修課</u> (1)～(11) [略] [略] (分掌事務)</p> <p>第 185条 前条に規定する課及び部の分掌事務は、次のとおりとす る。 [略] (分掌事務)</p> <p>第 240条 前条第1項から第5項までに規定する各課の分掌事務は 、次のとおりとする。 [略] 道路課 (1)～(3) [略] (4) 都市計画法<u>(昭和43年法律第 100号)</u>に基づく開発許可 に係る土木技術に関すること(技術調整課の主管に属するも のを除く。) (5) [略] [略] (名称等)</p> <p>第 262条 法第 138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機 関の名称、担任事務及び主管部課は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="853 2072 1460 2103"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>担 任 事 務</th> <th>主 管 部 課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	担 任 事 務	主 管 部 課			
名 称	担 任 事 務	主 管 部 課											
名 称	担 任 事 務	主 管 部 課											

[略]		
宮崎県私立学 校審議会	[略]	総合政策 部文化文 教課
[略]		
宮崎県国民健 康保険審査会	国民健康保険法（昭和33年法律第 192号）第91条第1項の規定によ る保険給付に関する処分（被保険 者証の交付の請求又は返還に関す る処分を含む。）又は保険料その 他同法の規定による徴収金（拠出 金を除く。）に関する処分に対す る不服の審査に関する事務	[略]
[略]		
宮崎県職業能 力開発審議会	職業能力開発促進法（昭和44年法 律第64号）第91条第1項の規定に よる県職業能力開発計画その他職 業能力の開発に関する重要事項を 調査審議し、並びにこれらに関し 必要と認める事項を関係行政機関 に建議する事務	[略]
[略]		

（船長及び主任通信士）

第 268 条 第 263 条から前条までに規定する職のほか、次の表の左
欄に掲げる本庁の組織に、同表の中欄に掲げる職を置き、その職
務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

[略]

（技術員）

第 270 条 本庁に、技術員を置く。

2 技術員は、上司の命を受けて、技能又は労務に従事する。

（職）

第 271 条 次の表の左欄に掲げる出先機関に、それぞれ同表の右欄
に掲げる職を置く。

出先機関及びそ の他の機関	職
[略]	
保健所	所長 次長（都城保健所、小林保健所、延 岡保健所及び高千穂保健所） あっては、2 人） 課長
[略]	

（特別専門員等）

第 275 条 第 271 条及び前 2 条に規定する職のほか、出先機関に、
必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、そ
れぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

[略]

（船長等）

第 276 条 第 271 条及び前 3 条に規定する職のほか、次の表の左欄
に掲げる出先機関に、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は
、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

[略]

（技術員）

第 278 条 出先機関に、第 270 条第 1 項に規定する職を置き、その
職務は、同条第 2 項に規定するとおりとする。

[略]		
宮崎県私立学 校審議会	[略]	総合政策 部みやざ き文化振 興課
[略]		
宮崎県国民健 康保険審査会	国民健康保険法第91条第1項の規 定による保険給付に関する処分（ 被保険者証の交付の請求又は返還 に関する処分を含む。）又は保険 料その他同法の規定による徴収金 （拠出金を除く。）に関する処分 に対する不服の審査に関する事務	[略]
[略]		
宮崎県職業能 力開発審議会	職業能力開発促進法第91条第1項 の規定による県職業能力開発計画 その他職業能力の開発に関する重 要事項を調査審議し、並びにこれ らに関し必要と認める事項を関係 行政機関に建議する事務	[略]
[略]		

（船長及び主任通信士）

第 268 条 第 263 条から第 266 条までに規定する職のほか、次の表
の左欄に掲げる本庁の組織に、同表の中欄に掲げる職を置き、そ
の職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

[略]

第 270 条 削除

（職）

第 271 条 次の表の左欄に掲げる出先機関に、それぞれ同表の右欄
に掲げる職を置く。

出先機関及びそ の他の機関	職
[略]	
保健所	所長 次長（都城保健所、小林保健所及び 延岡保健所） あっては、2 人） 課長
[略]	

（特別専門員等）

第 275 条 第 271 条及び第 273 条に規定する職のほか、出先機関に
、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、そ
れぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

[略]

（船長等）

第 276 条 第 271 条、第 273 条及び前条に規定する職のほか、次の
表の左欄に掲げる出先機関に、同表の中欄に掲げる職を置き、そ
の職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

[略]

第 278 条 削除

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第 185条、第 240条、第 262条の表宮崎県私立学校審議会の項、宮崎県国民健康保険審査会の項及び宮崎県職業能力開発審議会の項、第 268条、第 270条、第 275条、第 276条並びに第 278条の改正規定は、公布の日から施行する。

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第10号

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 賦課徴収（第4条—<u>第32条の14</u>）</p> <p>第3節 [略]</p> <p>第2章・第3章 [略]</p> <p>附則</p> <p><u>第32条の2及び第32条の3 削除</u></p> <p><u>（収納計器の指定等）</u></p> <p><u>第32条の4 条例第54条第1項及び第62条の2第3項の規定による証紙代金収納計器（以下「収納計器」という。）の指定は、収納計器の名称、型式及び記号番号を告示することによって行うものとする。</u></p> <p><u>2 収納計器による税額に相当する金額の表示は、収納印（別記様式第72号の7）を押印して行うものとする。</u></p> <p><u>（収納計器取扱人の指定等）</u></p> <p><u>第32条の5 知事は、収納計器による収納印の押印（以下「押印業務」という。）を、収納計器取扱人に行わせるものとする。</u></p> <p><u>2 知事は、収納計器取扱人の指定を受けようとする者からの申請に基づき、押印業務を行うために必要な資力、信用及び自動車に係る諸税に関する相当の学識及び経験の有無、取扱場所の地理的条件等について知事が別に定める基準を満たした者を、収納計器取扱人として指定するものとする。</u></p> <p><u>3 前項の規定により収納計器取扱人の指定を受けようとする者は、証紙代金収納計器取扱人指定申請書（別記様式第72号の8）を知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>4 知事は、第2項の規定により収納計器取扱人を指定したときは、その旨を告示するものとする。</u></p> <p><u>（収納計器取扱人の義務）</u></p> <p><u>第32条の6 収納計器取扱人は、押印業務を誠実に行わなければならない。</u></p> <p><u>2 収納計器取扱人は、その氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）を変更したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 収納計器取扱人は、業務をやめようとするときは、少なくとも20日前までに知事に届け出なければならない。</u></p> <p><u>4 収納計器取扱人が次条第1項第2号に該当するときは相続人又は清算人が、同項第3号に該当するときは成年後見人、保佐人若しくは補助人又は破産管財人が当該事由の発生した日から14日以</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 賦課徴収（第4条—<u>第32条の2</u>）</p> <p>第3節 [略]</p> <p>第2章・第3章 [略]</p> <p>附則</p> <p><u>（納税済印）</u></p> <p><u>第32条の2 条例第62条の2第3項の納税済印の印影のひな形は、別記様式第72号の2による。</u></p>

内に知事に届け出なければならない。

（収納計器取扱人の指定の取消し）

第32条の7 知事は、収納計器取扱人が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すものとする。

- （1）収納計器取扱人が知事に指定辞退を申し出たとき。
- （2）収納計器取扱人が死亡し、又は解散したとき。
- （3）収納計器取扱人が後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判又は破産手続開始の決定を受けたとき。
- （4）条例又はこの規則の改正又は廃止により、収納計器取扱人を指定する必要がなくなったとき。

2 知事は、収納計器取扱人が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことがある。

- （1）収納計器取扱人が法令又はこの規則の規定に違反したとき。
- （2）収納計器取扱人が収納計器を不正に使用したとき。
- （3）収納計器取扱人が収納計器の取扱いに必要な資力又は信用を失ったと認められるとき。

3 知事は、前2項の規定により収納計器取扱人の指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

（始動票札の買受け）

第32条の8 収納計器取扱人は、収納計器を使用しようとするときは、県から、当該収納計器を始動させるために必要な票札（別記様式第72号の9。以下「始動票札」という。）を買い受けなければならない。

（収納印の誤表示に係る金額の還付）

第32条の9 知事は、収納計器取扱人が、収納印を誤って表示した場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、その誤って表示した収納印の表示金額（以下「誤表示金額」という。）に相当する金額を還付するものとする。

2 収納計器取扱人は、前項の規定により誤表示金額に相当する金額の還付を受けようとするときは、誤表示金額を月ごとに取りまとめ、翌日の5日までに誤表示金還付請求書（別記様式第72号の10）を宮崎県税・総務事務所に提出しなければならない。

（取扱手数料）

第32条の10 知事は、収納計器取扱人に対し、売り渡した始動票札の額面金額の合計額から誤表示金額を控除した額の 1,000分の9.72に相当する金額を、取扱手数料として交付するものとする。

2 収納計器取扱人は、取扱手数料の交付を受けようとするときは、収納計器取扱手数料交付請求書（別記様式第72号の11）を宮崎県税・総務事務所に提出しなければならない。

（始動票札の買いもどし）

第32条の11 収納計器取扱人は、次に掲げる場合には、始動票札買いもどし請求書（様式第72号の12）によりその残存する始動票札の買いもどしを宮崎県税・総務事務所に請求することができる。

- （1）収納計器の取扱いをやめたとき。
- （2）第32条の7第1項並びに第2項第1号及び第3号の規定により収納計器取扱人の指定を取り消されたとき。

2 宮崎県税・総務事務所に、前項の規定により始動票札の買いもどしの請求を受けたときは、当該始動票札の額面金額の合計額からその既に表示した収納印の表示金額を控除した金額及び誤表示金額に相当する金額を還付するものとする。

（始動票札の交換）

第32条の12 収納計器取扱人は、次に掲げる始動票札がある場合は

、始動票札交換請求書(様式第72号の13)により宮崎県税・総務事務所の出納員にその交換を請求することができる。ただし、第1号に該当する場合は証明を付さなければならない。

(1) 収納計器取扱人の故意又は過失によらないで汚損した始動票札でその使用が適当でないと認められるもの

(2) 知事はその使用を廃止したもの

第32条の13 削除

(押印業務の処理)

第32条の14 収納計器取扱人は、押印業務の処理に当たっては、知事が別に定める定めを守らなければならない。

(自動車税の減免)

第84条の3 [略]

2 [略]

3 前2項の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、自動車税減免申請書(別記様式第196号の2)を、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつては条例第62条の2第3項の証紙代金収納計器により自動車税額に相当する金額の表示を受けることによってその税金を払い込むこととされている際に所長に提出しなければならない。ただし、条例第64条の2又は第64条の3の規定により自動車税の減免を受けようとする者で、当該申請書を提出期限までに提出できない特別の事情があつたと認められたものは、この限りでない。

4～6 [略]

(狩猟税の納税済証印)

第91条 条例第85条の2に規定する納税済証印の印影のひな形は、別記様式第224号による。

(自動車税の減免)

第84条の3 [略]

2 [略]

3 前2項の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、自動車税減免申請書(別記様式第196号の2)を、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつては現金により自動車税額に相当する金額を納付することによってその税金を払い込むこととされている際に所長に提出しなければならない。ただし、条例第64条の2又は第64条の3の規定により自動車税の減免を受けようとする者で、当該申請書を提出期限までに提出できない特別の事情があつたと認められたものは、この限りでない。

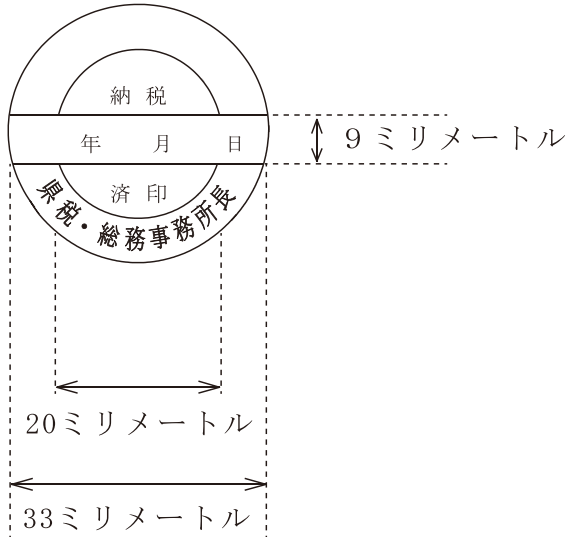
4～6 [略]

(狩猟税の納税済証印)

第91条 条例第85条の2の納税済証印の印影のひな形は、別記様式第224号による。

別記様式第72号の2から別記様式第72号の13までを削り、別記様式第72号の次に次の1様式を加える。

様式第72号の2 (第32条の2 関係)



備考 県税・総務事務所の名称を記入すること。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後							
様式第 145号 (第50条、第53条の 4 関係)						様式第 145号 (第50条、第53条の 4 関係)							
[略]						[略]							
県 民 税	更 正 ・ 決 定 額	課税標準額 (総 額)	本 県 分			均等 割額	合計	課税標準額	税率	法人税 割額	均等 割額	合計	
		[略]	課税標準額	税率	法人税 割額			巴	巴	巴			
	既に納付の確定した税額 (法人税割額は税額控除を含む 。)				[略]		既に納付した税額				[略]		
	[略]						[略]						
事 業 税	更 正 ・ 決 定 額	区 分	課税標準額 (総 額)	本 県 分			[略]	区 分	課税標準額 (総 額)	本 県 分			[略]
		合 計	課税標準額	税率	税 額	課税標準額		税率	税 額				
	業 税	平成27年改正法附則第8条又は第9条の控除額						巴					
		事業税の特定寄付金税額控除額						巴					
		既に納付の確定した事業税額 (税額控除を含む 。)						[略]					
[略]						[略]							
[略]						[略]							
(注意)						(注意)							
1 [略]						1 [略]							
2 <u>平成27年改正法附則第8条又は第9条の控除額は、地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第8条第2項から第5項まで及び第9条第2項から第5項までの規定による控除額をいいます。</u>						2・3 [略]							
3・4 [略]													

別記様式第 161号の 8 を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別記様式第 161号の 8 を削る改正規定は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第11号

宮崎県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県看護師等修学資金貸与条例施行規則（昭和41年宮崎県規則第9号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(条例第2条第3号ウの特定施設等の範囲) 第1条の2 [略]	(条例第2条第3号ウの特定施設等の範囲) 第1条の2 [略] <u>(条例第4条第2項の加算額)</u> <u>第1条の3 条例第4条第2項の規則で定める額は、月額 8,000円とする。</u>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

宮崎県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第12号

宮崎県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県漁港管理条例施行規則（昭和38年宮崎県規則第32号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第2（第15条関係）					別表第2（第15条関係）				
品 目	外航船舶		外航船舶以外の船舶		品 目	外航船舶		外航船舶以外の船舶	
	岸壁使 用料	物揚場 使用料	岸壁使用 料	物揚場使 用料		岸壁使 用料	物揚場 使用料	岸壁使用 料	物揚場使 用料
麦、米、とうもろこし、豆類その他雑穀、野菜、果物、綿花その他農産品、羊毛その他畜産品及び水産品	[略]		1トン当たり <u>12円23銭</u>	1トン当たり <u>10円99銭</u>	麦、米、とうもろこし、豆類その他雑穀、野菜、果物、綿花その他農産品、羊毛その他畜産品及び水産品	[略]		1トン当たり <u>12円45銭</u>	1トン当たり <u>11円20銭</u>
原木、製材、樹脂類、木材チップその他林産品及び薪炭	[略]		1トン当たり <u>12円23銭</u>	1トン当たり <u>10円99銭</u>	原木、製材、樹脂類、木材チップその他林産品及び薪炭	[略]		1トン当たり <u>12円45銭</u>	1トン当たり <u>11円20銭</u>
石炭、鉄鉱石、金属鉱、石材（栗玉石を除く。）、原油、りん鉱石、石灰石、原塩及び非金属鉱物	[略]		1トン当たり <u>12円23銭</u>	1トン当たり <u>9円77銭</u>	石炭、鉄鉱石、金属鉱、石材（栗玉石を除く。）、原油、りん鉱石、石灰石、原塩及び非金属鉱物	[略]		1トン当たり <u>12円45銭</u>	1トン当たり <u>9円96銭</u>
砂、砂利及び栗玉石	[略]		1トン当たり <u>6円10銭</u>	1トン当たり <u>3円67銭</u>	砂、砂利及び栗玉石	[略]		1トン当たり <u>6円22銭</u>	1トン当たり <u>3円74銭</u>
測量、光学及び医療用機械、電気機械、事務用機器その他機械、鉄鋼、鋼材、非鉄金属並びに金属製品	[略]		1トン当たり <u>24円42銭</u>	1トン当たり <u>18円32銭</u>	測量、光学及び医療用機械、電気機械、事務用機器その他機械、鉄鋼、鋼材、非鉄金属並びに金属製品	[略]		1トン当たり <u>24円87銭</u>	1トン当たり <u>18円66銭</u>
鉄道車両、完成自動車その他輸送用車両、二輪自動車、自動車部品その他輸送機械及び産業機械	[略]		1トン当たり <u>61円10銭</u>	1トン当たり <u>36円66銭</u>	鉄道車両、完成自動車その他輸送用車両、二輪自動車、自動車部品その他輸送機械及び産業機械	[略]		1トン当たり <u>62円23銭</u>	1トン当たり <u>37円33銭</u>
フェリー貨物	[略]		1トン当	[略]	フェリー貨物	[略]		1トン当	[略]

		たり 61円10銭				たり 62円23銭	
重油、石油製品、液化天然ガス、液化石油ガスその他石油製品、染料、塗料、合成樹脂その他化学工業品、陶磁器、セメント、ガラス類、窯業品、コークス、石炭製品、化学薬品及び化学肥料	[略]	1トン当たり 24円42銭	1トン当たり 18円32銭			1トン当たり 24円87銭	1トン当たり 18円66銭
紙、パルプ、糸、紡績半製品その他繊維工業品及び砂糖、製造食品、飲料、水、たばこその他食料工業品	[略]	1トン当たり 18円32銭	1トン当たり 14円66銭			1トン当たり 18円66銭	1トン当たり 14円93銭
がん具、衣服、身廻品、はきもの、文房具、運動娯楽用品、楽器、家具装備品その他日用品及びゴム製品、木製品その他製造工業品	[略]	1トン当たり 61円10銭	1トン当たり 48円87銭			1トン当たり 62円23銭	1トン当たり 49円78銭
金属くず、再利用資材、動植物性製造飼肥料、廃棄物、廃土砂、輸送用容器、取合せ品その他品目	[略]	1トン当たり 6円10銭	1トン当たり 3円67銭			1トン当たり 6円22銭	1トン当たり 3円74銭

[略]

別表第3 (第15条関係)

級 地 区 分		1級地	2級地	3級地
その他 の工作 物	占有面積 1平方メートル1月につき	[略]		
	占有期間 が1月未満の場合	58円4 銭	42円78 銭	23円20 銭
その他	占有面積 1平方メートル1月につき	46円43 銭	31円16 銭	11円61 銭

[略]

別表第3 (第15条関係)

級 地 区 分		1級地	2級地	3級地
その他 の工作 物	占有面積 1平方メートル1月につき	[略]		
	占有期間 が1月未満の場合	59円11 銭	43円57 銭	23円64 銭
その他	占有面積 1平方メートル1月につき	47円29 銭	31円74 銭	11円83 銭

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第13号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第1 (第3条関係) 1 [略]	別表第1 (第3条関係) 1 [略]

2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの
 (1)～(424) [略]
(425) 受精卵性判別手数料
(426)～(575) [略]
 3～7 [略]

2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの
 (1)～(424) [略]
(425)～(574) [略]
 3～7 [略]

第2条 宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																												
<p>(証紙売りさばき手数料)</p> <p>第16条 知事は、売りさばき人に対して、証紙売渡し額の <u>100分の3.24</u>に相当する売りさばき手数料を交付する。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(489) [略]</p> <p><u>(490)～(574)</u> [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>様式第13号の2（第15条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">合計</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">手数料</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><u>$\frac{3.24}{100}$</u></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="7">[略]</td> </tr> </table> <p>様式第14号（第16条関係）</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日購入に係る収入証紙 枚購入金額 円也に対する <u>$\frac{3.24}{100}$</u> の売りさばき手数料相当額を上記のとおり交付して下さるよう請求します。</p> <p>[略]</p>	合計			手数料	<u>$\frac{3.24}{100}$</u>		円	[略]							<p>(証紙売りさばき手数料)</p> <p>第16条 知事は、売りさばき人に対して、証紙売渡し額の <u>100分の3.3</u>に相当する売りさばき手数料を交付する。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(489) [略] <u>(490) 特定所有者不明土地の土地使用権等の取得等に係る裁定申請手数料</u> <u>(491) 特定所有者不明土地の収用又は使用に係る裁定申請手数料</u> <u>(492)～(576)</u> [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>様式第13号の2（第15条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">合計</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">手数料</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><u>$\frac{3.3}{100}$</u></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="7">[略]</td> </tr> </table> <p>様式第14号（第16条関係）</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日購入に係る収入証紙 枚購入金額 円也に対する <u>$\frac{3.3}{100}$</u> の売りさばき手数料相当額を上記のとおり交付して下さるよう請求します。</p> <p>[略]</p>	合計			手数料	<u>$\frac{3.3}{100}$</u>		円	[略]						
合計			手数料	<u>$\frac{3.24}{100}$</u>		円																							
[略]																													
合計			手数料	<u>$\frac{3.3}{100}$</u>		円																							
[略]																													

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条中宮崎県収入証紙条例施行規則別表第1の改正規定 平成31年6月1日
 - (2) 第2条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 平成31年10月1日
 （用紙に関する経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県収入証紙条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成31年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 207号

宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示

宮崎県災害対策本部規程（昭和38年宮崎県告示第 381号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第 1 (第 5 条関係)			別表第 1 (第 5 条関係)		
部及び室	班		部及び室	班	
[略]			[略]		
総合政策対策室	[略]	みやざき文化振興班	総合政策対策室	[略]	みやざき文化振興班 国民文化祭・障害者芸術文化祭班
	[略]	国体準備班		[略]	国民スポーツ大会準備班
[略]			[略]		
別表第 2 (第 5 条関係)			別表第 2 (第 5 条関係)		
[略]			[略]		
みやざき文化振興班長	[略]		みやざき文化振興班長	[略]	
[略]			国民文化祭・障害者芸術文化祭班長	国民文化祭・障害者芸術文化祭課長	
[略]			[略]		
国体準備班長		国体準備課長	国民スポーツ大会準備班長		国民スポーツ大会準備課長
[略]			[略]		
別表第 3 (第 7 条関係)			別表第 3 (第 7 条関係)		
宮崎県災害対策本部事務分掌表			宮崎県災害対策本部事務分掌表		
[略]			[略]		
部室名	班 名	分 掌 事 務	部室名	班 名	分 掌 事 務
[略]			[略]		
総合政策対策室	[略]		総合政策対策室	[略]	
	みやざき文化振興班	[略]		みやざき文化振興班	[略]
	[略]			国民文化祭・障害者芸術文化祭班	1 総合対策部及び他班への応援に関すること。
	国体準備班	[略]		[略]	
				国民スポーツ大会準備班	[略]
[略]			[略]		
福祉保健対策室	福祉保健班	1～3 [略]	福祉保健対策室	福祉保健班	1～3 [略] 4 社会福祉施設(長寿介護班、障がい福祉班、健康増進班及び子ども政策班の分掌事務に属するものを除く。)の災害対策及び被害調査に関すること。
	指導監査・援護班	1 社会福祉施設(長寿介護班、障がい福祉班、健康増進班及び子ども政策班の分掌事務に属するものを除く。)の災害対策及び被害調査に関すること。		指導監査・援護班	1 総合対策部及び他班への応援に関すること。
	[略]			[略]	
	子ども政策班	1 [略] 2 幼稚園の災害対策及び被害調査に関すること。 3 幼児の被災状況の把握及び避難に関すること。 4 被災した幼児の応急の教育に関するこ		子ども政策班	1 [略] 2 保育所、幼稚園及び認定子ども園の災害対策及び被害調査に関すること。 3 子どもの被災状況の把握及び避難に関すること。 4 被災した子どもの応急の教育に関する

	と。
[略]	こと。
[略]	[略]

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成31年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス木花店
宮崎市熊野1556-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年11月8日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,254.1㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
店舗建物北西側 29台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
店舗建物北西側（駐輪場No.1） 7台
店舗建物西側（駐輪場No.2） 3台
合計 10台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
店舗建物北側 27.0㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
店舗建物内北側 9.0㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 敷地北西側及び西側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

- 8 届出年月日
平成31年3月7日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
平成31年3月22日から平成31年7月22日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
 - (2) 期間
平成31年3月22日から平成31年7月22日まで
- 11 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成31年3月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス大門店
延岡市大門町 246番地 外19筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）株式会社コスモス薬品 代表取締役社長 宇野正晃
宮崎市新栄町33番地
（変更後）株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）株式会社コスモス薬品 代表取締役社長 宇野正晃
宮崎市新栄町33番地
（変更後）株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 4 変更の年月日
- (1) 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
平成17年9月13日
- (2) 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
平成30年8月24日
- 5 変更する理由
本社移転及び代表者変更のため
- 6 届出年月日
平成31年2月28日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間
平成31年3月22日から平成31年7月22日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
- (2) 期間
平成31年3月22日から平成31年7月22日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。
-
- 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。
- なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。
- 平成31年3月22日
宮崎県知事 河野俊嗣
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス大前店
延岡市大門町 246番地 外19筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 変更しようとする事項
- (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ① 駐輪場の位置及び収容台数
- | | | |
|-------|-------|---------------|
| (変更前) | 建物南側 | 14台 (駐輪場No.1) |
| | 建物南西側 | 12台 (駐輪場No.2) |
| | 建物南西側 | 8台 (駐輪場No.3) |
| | 合計 | 34台 |
| (変更後) | 建物南側 | 24台 (駐輪場No.1) |
| | 建物南西側 | 10台 (駐輪場No.2) |
| | 合計 | 34台 |
- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- (変更前) 午前10時から午後9時45分まで
(変更後) 午前9時から午後10時まで
- ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (変更前) 午前9時30分から午後10時まで
(変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで (第1駐車場)
午前8時30分から午後10時まで (第2駐車場)
- ③ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- (変更前) 午前9時から午後10時まで
(変更後) 午前6時から午後10時まで
- 4 変更の年月日
平成31年3月1日
- 5 変更する理由
営業施策のため
- 6 届出年月日
平成31年2月28日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間
平成31年3月22日から平成31年7月22日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
- (2) 期間
平成31年3月22日から平成31年7月22日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

公安委員会規則

宮崎県警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月22日

宮崎県公安委員会委員長 島津久友

宮崎県公安委員会規則第1号

宮崎県警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県警察職員の定員の配分に関する規則（昭和37年宮崎県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
職	定員	職	定員
事務職員	266	事務職員	273
技術職員	42	技術職員	48
その他職員	13		
計	321	計	321

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月22日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

宮崎県公安委員会規則第2号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例取扱規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例取扱規則（昭和60年1月25日公安委員会規則第1号）を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（臨時風俗営業の営業所設置を制限する地域） 第4条 条例第4条第2項の規定により公安委員会規則で定める臨時風俗営業に係る営業所についての地域は、次のとおりとする。 （1） 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域 （2） [略]	（臨時風俗営業の営業所設置を制限する地域） 第4条 条例第4条第2項の規定により公安委員会規則で定める臨時風俗営業に係る営業所についての地域は、次のとおりとする。 （1） 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、 <u>第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域</u> （2） [略]

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第2号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

平成31年3月22日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
雑踏警備	2級	平成31年6月24日（月）午前9時30分から午後5時ころまで

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までの間に済ませること。

2 実施場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地 1
宮崎県建設技術センター

3 定員

30人（受付先着順とする。）

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

5 検定申請手続

(1) 受付期間

平成31年4月15日（月）から4月26日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）

エ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、13,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（電話番号0985-31-0110）に行うこと。

--	--